

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を改正する件  
（案）（概要）

令和 5 年 3 月  
厚生労働省医政局総務課

## 1. 改正の趣旨

- 病院等（病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととなっており（医療機能情報提供制度）、この報告事項については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）別表第 1 において規定している。
- その細目については、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの。以下「本件告示」という。）に委ねられている。
- 今般、医療をとりまく環境の変化を踏まえ、医療機能情報提供制度に係る報告事項の見直しを行うため、本件告示について所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- （1）対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるものの改正（第 11 条関係）
  - 規則別表第 1 第 2 の項第 1 号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)において、病院、診療所及び歯科診療所における、対応することができる疾患又は治療の内容を報告することとされている。対応することができる疾患又は治療の内容として報告するものについては、厚生労働大臣が定めることとされており、当該疾患又は治療の内容については本件告示第 11 条第 1 号から第 26 号において規定している。このうち、第 26 号イからニにおいて、第 1 号から第 25 号に含まれない「その他」の報告事項を規定しているところ、一般不妊治療をホとして、生殖補助医療をへとして追加することとする。
- （2）人員配置について報告することとされる、医療従事者の職種として厚生労働大臣が定めるものの改正（第 18 条関係）
  - 規則別表第 1 第 3 の項第 1 号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びにニ(1)(i)において、病院、診療所、歯科診療所及び助産所における、人員配置を報告することとされている。人員配置について報告することとされる医療従事者の職種については、厚生労働大臣が定めることとされており、当該医療従事者の職種については本件告示第 18 条において規定しているところ、管理栄養士及び栄養士を追加することとする。

(3) 認定の有無について報告することとされる、医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものの改正（第20条関係）

- 規則別表第1第3の項第1号イ(14)において、病院における、医療の評価機関による認定の有無を報告することとされている。医療の評価機関については厚生労働大臣が定めることとされており、当該医療の評価機関については本件告示第20条第1号及び第2号において規定しているところ、一般財団法人日本品質保証機構を第3号として追加することとする。

### 3. 根拠条項

- 規則別表第1

### 4. 適用期日等

- 告示日：令和5年4月下旬（予定）
- 適用期日：令和5年5月1日